

全国漢文教育学会選挙規約

第1条 (目的)

本規約は、全国漢文教育学会会則（以下会則と称する）第8条の評議員および会長の選挙について定める。

第2条 (評議員の選挙)

評議員の選出にかかわる選挙は以下のとおりとする。

1. (選挙人および被選挙人)

選挙人は、通常会員とする。被選挙人は、通常会員であって選挙時に満70歳未満の者とする。

2. (選挙の手続き)

選挙は以下のとおり実施するものとする。

- ア、選挙は郵便あるいは電子媒体による投票で行う。
- イ、選挙人は無記名で投票用紙に10名以内を連記し、投票する。
- ウ、有効投票の得票順に上位20名を当選者とする。
- エ、複数の被選挙人の得票数が当落にかかわって同一であった場合は、その同得票数の者を全て当選者とする。
- オ、10名を超えて連記した場合は、その投票用紙を無効とする。
- カ、投票用紙に署名もしくは捺印をした場合は、その投票用紙を無効とする。
- キ、郵送の場合、投票の締め切りは指定した消印の日によって行う。
- ク、その他の投票用紙の有効、無効の判断は、選挙管理委員会の決定による。
- ケ、開票は選挙管理委員会が行う。

第3条 (会長の選挙)

会長の選出は選挙で選出された評議員の互選による。その手続きは以下のとおりとする。

- ア、選挙は郵便あるいは電子媒体による投票で行う。
- イ、評議員は無記名で投票用紙に1名を単記する。
- ウ、最多得票者を当選者とする。
- エ、得票が同数の場合は、年長者を当選者とする。
- オ、投票用紙に2名以上の氏名を記入した場合は、その投票用紙を無効とする。投票用紙にかかわるその他の有効、無効の判断は、第2条第2項カ～クに準ずる。
- カ、開票は選挙管理委員会が行う。

第4条 (当選者の辞退と任期中における欠員)

- 1. 第2条ならびに第3条の役員を選出において当選者が辞退し、欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げて当選者とする。
- 2. 次点者が複数であった場合、評議員選出においてはその全員を当選者とし、会長選出

においては年長者を当選者とする。

3. 選出された役員の任期中に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げて当選者とする。次点者が複数であった場合は、年長者を当選者とする。なお、会長委嘱の役員の任期中の欠員補充は、会長が行う。

第5条 （選挙管理委員会）

1. 会則第8条に定める選挙の管理ならびに実施は、選挙管理委員会が掌る。
2. 第4条第3項にかかわる処務は、選挙管理委員会の所管とする。
3. 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって組織する。

付則

本規約は、令和5年6月4日より施行する。